

記入例 (新2・3号)

施設等利用給付認定申請書兼現況届出書

大分市長 殿

次のとおり、施設等利用給付認定について下記確認事項に同意の上、

申請します。

認定を希望する年度の4月1日時点の年齢

現況を届け出ます。

申請児童の情報	氏名(ふりがな)	性別	生年月日	令和6年4月1日時点の年齢	下記保護者との続柄	施設等利用給付認定希望年月日 ※提出日以降の日付を記入してください
	おおいた はな 大分 花	男 女	H・R 2・7・18	3 歳	子 その他	R 6・4・1
保護者(申請者)の情報	ふりがな氏名	生年月日	電話番号	住所		
	おおいた けんいち 大分 健一	S・H 52・8・23	(自宅) △△△-○○○○-×××× (父) ×××-○○○○-×××× (母) ○○○-××××-△△△△	〒○○○-×××× Ⓐ 大分市○○町×番△号		
	住所	認定希望日の前年1月1日時点の住所	住所	<input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> 適用あり (年 月 日 開始)		
	住所	認定希望日の前々年1月1日時点の住所	住所	この場合、令和6年度(令和5年分)の別府市での市民税課税額を確認する必要があります。保護者(同居の祖父母を含む)については、裏面の家庭状況欄の個人番号を漏れなくご記入ください。個人番号がわからない場合は、市町村民税額がわかる課税の証明書を添付してください。		
保育の希望	無	<input type="checkbox"/> 幼稚園(子どものための教育・保育給付の対象ではない私立幼稚園や国立大学附属幼稚園) <input type="checkbox"/> 特別支援学校幼稚部	利用(予定)施設名①	<input type="checkbox"/> 新1号認定希望		
	有	<input checked="" type="checkbox"/> 幼稚園等(幼稚園・認定こども園(1号)・特別支援学校幼稚部)と預かり保育事業 <input type="checkbox"/> 認可外保育施設 <input type="checkbox"/> 一時預かり事業 <input type="checkbox"/> 病児保育事業 <input type="checkbox"/> ファミリー・サポート・センター事業 ○新2・3号認定希望の場合、下記の「必要とする理由」についても記載してください。	利用(予定)施設名②	<input checked="" type="checkbox"/> 新2号認定希望 <input type="checkbox"/> 新3号認定希望		
	必要とする理由	続柄	この場合、令和5年度(令和4年分)の別府市での市民税課税額を確認する必要があります。保護者(同居の祖父母を含む)については、裏面の家庭状況欄の個人番号を漏れなくご記入ください。 ※令和5年度の課税額の確認が必要となるのは、新3号認定希望者のみです。			
	(父)	1.就労 2.妊娠・出産 3.疾病・障害 4.介護等 5.災害復旧 6.求職活動 7.就学 8.育休中 9.その他()				
	(母)	1.就労 2.妊娠・出産 3.疾病・障害 4.介護等 5.災害復旧 6.求職活動 7.就学 8.育休中 9.その他()				

※字は楷書ではっきりと、太枠の中だけ記入してください(裏面も記入してください)。

- 確認事項
- 申請児童の施設等利用給付認定の審査等のため必要がある場合、保護者・家族の税務資料・住民基本台帳を閲覧すること及び当該情報に基づき決定した施設等利用給付認定や施設等利用費の支給その他施設における給食費の徴収に関する情報について、施設・事業者に対して提示することに同意します。
 - 提出書類の内容について、電話や訪問などにより保護者や就労先等に確認する場合があります。
 - 施設等利用費は、申請者に代わり、利用する施設・事業者が受領する場合があります。
 - 施設等利用給付認定に係る通知は、手続上、申請書を受理した日から起算して30日を超す場合があります。
 - 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
 - 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設(企業主導型保育事業)の利用がある場合は、本認定の申請はできません。

施設確認印	市確認印
(受付日 年 月 日)	

摘要

- 保育の希望が「有」の場合は、別途保育を必要とする理由が確認できる書類が必要です。必ず添付して申請(届出)してください。
- 現況届出の際は、現状を記入してください。支給済みの認定証の記載事項に変更がある場合は、戸籍謄本等の証明を別途求めることがあります。
- 現況届出の際に、認定事項に変更がある場合は、原則、届出書を本市が確認した翌月1日から施設等利用給付認定の変更を行います。

電算

